

Frente



2020.3

vol.80

特集

開館25周年記念事業
二兎社公演43 「私たちは何も知らない」

劇作家・演出家

永井愛 誌上アフタートーク!

「あなたは、なにを
知っていますか?」



イベント Report!

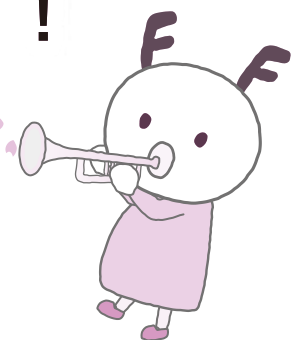
- フェミニストカウンセリング講座
「子どもの問題、親の問題?」
- ミニセミナー 育休後ママのつらい
「わたしらしく働き続けるために」

事業ご案内

- 里中満智子講演会
『「万葉集」と「天上の虹」
～歴史からひも解く生き方とは～』ほか

連載!

- 今年で制定20周年
たまにはちゃんと読んでみよう!
『男女共同参画社会基本法』最終回
- フレンテスタッフ リレーコラム
「ワタシと男女共同参画」《最終回》



ところで、この「私たちは何も知らない」というタイトルは…。

印象に残っているのは、らいてうが「新しい女」という文章で、「知らないこと」をポジティブにとらえていたことです。自分たちは知らないからこそ何も恐れずに踏み出していけるんだと。伊藤野枝も「新しい女」は「未だ知られざる道」を行くと書いている。当時の日本には、「新しい女」の先行モデルがいなかったの、彼女たちがフェミニズムの草分け、黎明期の人たちだった。その一方で、当然ですが、らいてうも野枝も『青鞥時代』の“その先”を知りませんでした。軍国主義の世になり、野枝は危険人物として虐殺され、らいてうすらも国策に協力する発言をするはめになるとは全く予想していなかった。それを、らいてうがラストで見る「白日夢」として描きました。同じように、私たち自身も一寸先のことは知らない。そういう意味も込めた「私たちは何も知らない」なんです。

この作品、当初は、永井さんが青鞥の時代にあった出来事を近未来に置き換えるなどのアレンジをされると伺っていましたが、最終的にはそのままになりましたね。

はい、時系列はそのままなんです。この時系列がとても大事で、彼女たちは、女性が人間らしく生きるためにはどうしたらよいかという問題意識から出発して、様々なバッシングを受ける中で「女性の身体は誰のものか」という女性の性の自己決定権にまで問題意識を広げていく。『青鞥』の三論争と言われる貞操論争、墮胎論争、売春論争は全て女性の身体をめぐる話ですよ。あの頃の女性たちの身体は、親の決めた結婚をするという意味ではまず親のもの、結婚したら夫のもの、子どもを産むについては国家のものなんです。でも三論争のやりとりの中で、女性が自分の身体をどうするかを自分で決められないのは変じゃないかと気づいていく。人権が共通認識としてなかったあの時代に、女性の基本的人権について、自分の体験を誌上にさらしながら、よくもここまで語りあったものだと感じます。

本当に、赤裸々というか破天荒な人たちが集まっていましたね。

らいてうは非常に知的でありながら、お嬢様育ちで世間知らずだった。その向こう見ずな勇気が『青鞥』の原動力になっていった。『青鞥』の女性たちは、みな男性との困難な問題を抱えて苦しむことが多かったけれど、らいてうだけは奥村博という、最愛のパートナーと出会って添いとげた。博はあの時代としてはめずらしいタイプの人ですよ。家父長的な男性の権

力を一切振りかざさなかった。権力に興味を示さないということにおいて、彼は因習から解放されていたんじゃないでしょうか。

今回の劇の中で彼女たちは「議論」していますよね。社会で議論することが普通にできるようになるためにはどうしたらいいでしょう？

私が驚いたのは、彼女たちが誌上で互いを批判し合うような議論をしても、それで仲違いしなかったこと。同じフェミニストでも完全に意見が一致していたわけではないんですね。野枝には鋭い感覚と情熱があるけれど、らいてうに言わせると、理論が弱い。知性や教養のレベルがはっきり違っていながら、あんなに若い女性たちがあきらめずに議論を続けた。しかし、そういう成果も軍靴の音とともにかき消されてしまう。フェミニズムと軍国主義って相いれないものですよ。軍国主義は議論や対話を嫌うじゃないですか。今だって日本には議論する土壌が整っているとは言えない。個人レベルにおいても、意見の違う人と議論して、孤立したり仲たがいがいしたりするのが嫌だから、議論を避ける。だから、議論することによって、より高度なところでの妥協とは違う理解に到達するという経験がしにくい。立場は異なっているけれど、ここまで共通項だという発見が本来は議論によってなされるべきなんですよ。男女共同参画社会が提唱されて久しいけれど、そういう意識が一般に広がっていかないのは一体なぜなのか。問題意識を持つ人は持ち、持たない人はずっと持たないという形で分断されている。それはやはり議論を避けているからではないでしょうか。

女性が意思決定権を持つポストにつけず、女性の意見が反映されないような社会の根底には、意見の異なる人たちの間で、お互いの存在・立場を理解し合うような議論がなされていないことが関係していると思います。

永井さんの最近の作品は「空気を読むこと」で繋がっていると感じます。そういったものへの問題提起が続いていますよね、今なぜそこに目を向けているのか、そういう作品を生み出しているのか、最後にお聞かせください。

あるテーマを系統的に追ってきたというより、その時々意識に引っかかってきたことを書いています。今はメディアのあり方がすごく気になる。『青鞥』だってメディアといえばメディアですけど、メディアが忖度をしたり自己規制したりして、書くべきことを書かなくなると、国民の知る権利に被害が出ます。例えば、伊藤詩織さん*のレイプ事件で、元記者が不起訴になったのは、政権の関与があったからではないかと海外メディアは報道している。日本のメディアは政権に忖度してそこは書かない。する

と、日本の国民にとっては「なかったこと」になってしまう。

ファシズムってそこからはじまるんですよ。メディアが政権を監視する役割を果たさず、肝心なことを書かない。国民がそれに慣れきって嘘があっても怒らない。嘘がまかり通り、独裁が生れる。

演劇の力は、見る人の数で言えば限られているけれど、人間の真実を伝える小さなメディアとして、発信を続けていきたいですね。

大日本帝国憲法下で軍国主義に向かっていく中で、パッと咲いてすぐに散った『青鞥』。彼女たちが議論し時代に問うたメッセージは、今を生きる私たちに向けられているのかもしれない。

二兎社の次回作は「ザ・空気ver.3」(2021年上演予定)。永井さんからの次なるメッセージを楽しみに、お待ちしております！

永井 愛さん

劇作家・演出家
／二兎社主宰



【プロフィール】

身辺や意識下に潜む問題をすくい上げ、現実の生活に直結したライブ感覚あふれる創作を続けている。演出面でも、リアルな装置をつかった写実的なものから抽象的な構成舞台まで、様々な趣向を変え、常に演劇的冒険を心がけている。紀伊国屋演劇賞個人賞、鶴屋南北戯曲賞、岸田國士戯曲賞、朝日舞台芸術賞秋元松代賞、芸術選奨文部科学大臣賞、読売演劇大賞最優秀演出家賞、毎日芸術賞などを受賞。

(三重県総合文化センターでは、2011年の「シングルマザーズ」を初めに、「こんばんは、父さん」「兄帰る」「ザ・空気」「ザ・空気 ver.2」誰も書いてはならぬ」と、これまでに5つの二兎社作品を上演)

*伊藤詩織さん

ジャーナリスト。2015年、自身が受けた性暴力被害を刑事告発したが不起訴となった。2017年、同被害の精神的苦痛について民事訴訟を起こし、ノンフィクション「Black Box」(文藝春秋社)を出版。2019年、一審判決で勝訴。

冒頭部分で、「真正」は「いつわりなく本物で正しいこと」という意味です。そしてこの後、「今、女性は月である。他によって生き、他の光によって輝く、病人のような蒼白い顔の月である。」と続いています。実は全部で16ページ(文庫版)にもわたるこの辞。この機会に全文に触れてみてはいかがでしょうか。



フェミニストカウンセリング講座 『子どもの問題、親の問題?』

開催日 12月5日(木)

いつまでも子どもの行動が気になってしまう親という役割。いつになったら子どもから手を放し、本人に任せることができるのか。その問いに、フェミニストカウンセリングの視点で、講師の加藤伊都子さん(フェミニストカウンセリング 塚 フェミニストカウンセラー)からお話しいただきました。

「親は子どもの成長に応じて手を引く。離れる時期は子どもが知っている。親は必要な援助は続けても、それに合わせるしかない」「自分が死ぬときに、子どもに恨み言を言わずに済むよう、親は自分の人生を大切に生き、何より自分の人生に責任をもつ」など、分かりやすく楽しいお話で、時折笑い声があがっていました。

参加者からは、「すごく心に響きました。子どもの問題に振り回されてきましたが、全てを受け入れてしまうのではなく、自分のできる範囲で、肩の力を抜いてやっていけばいいと思えました」「実母、私、実娘のコミュニケーションの取り方がよく理解できた。自分に近い内容ばかりでとても参考になった。自分はどうか、どうありたいか、改めて考えることができた」という声が聞かれました。



情報コーナーミニセミナー 育休後ママのつどい 『わたしらしく 働きつづけるために』

開催日 12月14日(日)

育休後、子育てしながら働いた経験のあるママたちで集まって、復帰後の仕事と家庭の両立についての実際のところや感じること、これからの理想とする働き方などについて、みんなで話をしました。

グループワークは非常に盛り上がり、みなさんそれぞれ現在の状況や自身の考え、これからの自分の働き方や生き方について等、積極的に意見交換をする姿がみられました。

講師の奥野明子さん(甲南大学経営学部教授)からは、短時間勤務者への評価制度についての問題点などについてもお話しいたぎ、これから理想とする働き方や理想の評価制度、自分たちにできることについてもあわせて情報交換を行いました。

アンケートからも「とても勉強になった」「自分がどう考え行動していくかの参考になった」「色々な方と意見交換ができてためになった」などの声が聞かれ、忙しい毎日の中、これからの自分やまわりの働き方について考える機会となりました。



4/12

フレンテみえファンファーレ事業

里中満智子講演会

「万葉集」と「天上の虹」

～歴史からひも解く生き方とは～

皆さんは万葉の時代の暮らしはどのようなものだと思いますか？

厳格な身分制度に基づいた社会、男尊女卑があたりまえ、権力を持つのは男性ばかり…。そのほかにも様々な印象をお持ちなのではないでしょうか。

万葉の時代の男女の生き方とはいったいどのようなものだったのか、マンガ家の里中満智子さんにお話しいただきます。

里中さんは500近くもの作品を手掛け、「女帝の手記」「長屋王残照記」「アトンの娘」「ギリシア神話」といった歴史を扱った作品もたくさんあります。なかでも32年の歳月をかけて完結させた代表作「天上の虹」では一般的には悪女と言われ、取り上げられることの少なかった女性、持統天皇を題材としています。現存する資料が少ないなか、里中さんは持統天皇のどのような姿に惹きつけられたのか？

史実をもとにしながらいり中さんの創作も含まれているこの作品。里中さんが作品に込めた想いや里中さんの考える持統天皇像、そして万葉の時代を生きた人々の姿から私たちの生き方を考えます。

「天上の虹」とは…

第41代天皇持統天皇の生涯を描いた万葉口マン作。

なかのおおえのみこ

中大兄皇子(のちの天智天皇)の娘として

うののさらのひめみこ

生まれた鸕野讃良皇女(のちの持統天皇)。

成長するにつれて愛すること、愛されることへの苦悩や葛藤、女性ゆえの生きづらさを感じながらも懸命に生き抜き、天皇として国造りを進める姿が描かれている。



日時 4月12日(日) 13:30~15:00

会場/三重県総合文化センター内
三重県文化会館 中ホール

参加費/無料 要事前申込・先着順

託児/あり 要事前申込 0歳3か月~小学3年生程度
子ども1人につき1000円 託児申込締切3/29



5/20~

女性のための

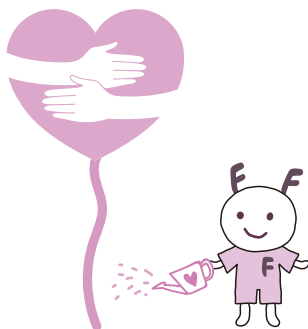
自分も相手も大切に作るトレーニング

「自分なんて…」と思うあなたへ

他人と比べて自分をダメだと思ったり、他人の目が気になって自分の本音が言えなかったり、あるいは「余計なことを言すぎてしまった」と後悔したりしていませんか？相手に不満を感じてもそれを伝えることができず、「こんなふうに思う私ってイヤな人間だな」と自己嫌悪に陥っていたりしませんか？

そんな自分の本当の気持ちに気づいて、まるごとの自分を受けとめて、自分を信じる力を再発見してみませんか。

家庭や職場や周囲の人間関係の中で、「ありのままの自分でいいわけがない」と思っている女性が、「自分は今の自分で価値がある人間なんだ」と思えるようになることをめざし、学び、考え、実践する講座です。



日時 5月20日(水)・27日(水)
6月10日(水)・17日(水)
7月8日(水) 全5回 10:00~12:00

会場/三重県総合文化センター内

参加費/無料
申込多数の場合は抽選となります。
申込締切4/24必着

講師/増井 さとみさん
ウィメンズカウンセリング名古屋
YWCAフェミニストカウンセラー

託児/あり 要事前申込 1歳6か月~小学3年生程度
子ども1人につき500円
託児申込締切…各回2週間前まで

去年で制定
20周年!

たまにはちゃんと読んでみよう!

全4回シリーズ 最終回

最終回は
一気に
2ページ!!

『男女共同参画社会基本法』



男女共同参画社会基本法

「第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策」(第十三条～第二十条)

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。



ちょっと解説!

最終回は、国や地方公共団体の責務の具体的な内容と、内閣府に置かれた男女共同参画会議のお話です。

「第二章」解説

第13条は、男女共同参画社会の形成のため、基本計画の策定を政府に義務づけています。基本計画の内容は、積極的改善措置を含む男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向性だけでなく、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、例えば推進体制、計画管理や一定期間後の見直しなども含まれます。基本計画を策定、変更するため、内閣総理大臣が男女共同参画会議で出された意見を聴きそれを尊重しながら計画案を作成し閣議の決定を求め、内閣が統一的な意思決定をし、その上で速やかに基本計画を公表する手続きが定められました。前回第12条でご説明した年次報告は、基本計画の進捗状況の公表の一例です。地方公

伊賀 恵さん

(弁護士/ふりはた総合法律事務所)

共同体も国と連携して男女共同参画社会の形成に取り組む必要があるため、第14条で政府と同様の規定が定められました。もっとも、地方の特性から国の基本計画をそのまま引用しなくてもよいですし、地方の規模もあるので市町村の基本計画策定は努力規定とされています。

第15～20条は、国や地方公共団体の基本計画策定以外の義務規定です。第15条は、国や地方公共団体の全ての施策は、直接的に影響しなくても結果的に男女共同参画社会の形成を促進したり阻害したりする影響を及ぼすことがあり得るので、この影響に配慮しなければならないとしています。第16条は、国民の理解を深めるため、新聞テレビ等のマスメディアやインターネットなど多様な通信媒体を通じた広報活動や講演会、イベント、学校や社会教育における取組など、適切な措置をとらなければならないとしています。例えば毎年6/23～29の男女共同参画週間ではキャッチフレーズを決定する施策が行われています。

【プロフィール】 大阪大学法学部卒業。2004年大阪にて弁護士登録の後、夫の転勤に伴い2008年三重弁護士会へ。三重弁護士会副会長、三重短期大学非常勤講師(民事訴訟法)、三重弁護士会両性の平等に関する委員会委員などを歴任。

第17条は、施策に不満をもつ者からの苦情処理や、社会における制度や慣行、暴力等により人権を侵害された被害者が救済される仕組みが整備され、適切に運用されることを求めています。地方公共団体も国と同じ義務があります。第18条は、国が、男女共同参画社会の形成の促進等を行う基礎となる男女共同参画社会の形成の状況、国民の意識、諸外国の状況などの調査研究への努力が規定されています。第19条は、男女共同参画社会の形成は、女子差別撤廃条約、世界女性会議等国際的取組と密接な関係を有するので、基本理念として国際的協調を定めるとともに、その具体的な措置を講ずるよう努力しなければならないとしています。例えば、世界女性会議等国際会議への参加やユニセフ等の国際機関への協力、女性の経済社会活動への参加支援等の政府開発援助などが挙げられます。第20条は、男女共同参画社会の形成のために、地方公共団体や民間団体が取組を進めることができ

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」を改めて読んでみる特集。 今回がいよいよ最終回です!

「第二章」と「第三章」を一気に、たまにはちゃんと読んでみましょう!

参考：内閣府 男女共同参画局ホームページ「男女共同参画とは」法律
http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html#law_kihon

男女共同参画社会基本法

「第三章 男女共同参画会議」(第二十一条～第二十八条)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

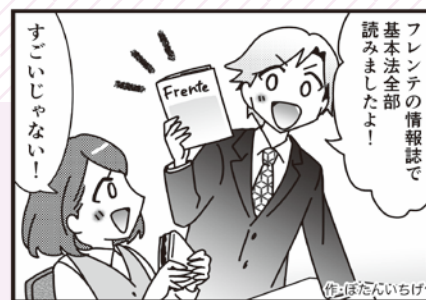
るよう、国は、活動支援のための情報の提供など、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしています。現在、国は男女共同参画会議で決定された報告書や調査研究結果の公表や、毎年8月に開催される男女共同参画フォーラムなどの会議や研修に情報提供、講師派遣をしています。

「第三章」解説

第21条は、男女共同参画会議を定めています。現在の体制は平成13年1月の中央省庁等改革で改められたもので、従来の審議会よりも充実、強化されています。会議では、内閣総理大臣からの諮問に応じ、男女共同参画計画について調査審議をします。従来とは異なるのは、諮問を問わず、会議が必要であると認めるときは内閣総理大臣等に対し意見を述べる点で

す。また、会議が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について資料収集、説明聴取、調査実施をして実態を的確に把握すると共に、基本理念、男女共同参画基本計画等に照らし施策が適切な内容か、成果があるかの評価を行って監視をします。必要があると認めるときは、内閣総理大臣等に対し意見を述べる点で、第23～26条は、会議の組織が定められています。メンバーの人数が24人以下で、内閣官房長官を議長とし、メンバーの構成比率のうち学識経験者を一定数確保すること、男女割合の均衡を保つことやメンバーの任期です。第27条は、会議が事務を全うするために、関係行政機関の長に対し資料の提出や意見説明の調査をしたり、これが不十分な場合には長以外の者に協力を依頼することまで認められています。

4回にわたってお届けした『基本法特集』。男女共同参画促進の必要性について、真正面から捉えていただくよい機会だったのではないのでしょうか。この法律は、私たちの未来の暮らしの“土台”となるもの。男・女らしくではなく誰もが「自分らしい」生き方ができる未来に向けて、皆でしっかり踏み固め、育てていきましょう!



皆さん、いかがでしたか。基本法は、制定20周年です。人間でいえば成人に達したころですが、日本ではまだまだ男女共同参画社会の実現にはほど遠く、基本法が活かされていない状態です。この法が大人としてますます成熟するために、私たち一人ひとりが、法の理念「男女共同参画社会の形成」を日々意識しませんか。難しく考える必要はありません。なぜ男性は外で働くべきなのか、なぜ女性がお茶くみや、家事育児をすべきなのか、これまで当たり前だった価値観を少し疑問に感じてみましょう。当たり前だった価値観が、私たちの生き方を縛り付ける鎖になっているかもしれない。それぞれの希望に添って男性も家事育児をしたり女性も外で働いたり。そんな男女共同参画社会の実現が、生きづらいといわれる現代社会をしなやかに乗り越えるヒントとなるのではないのでしょうか。

末は「ほどこすべき策。対策や政策をたてて実地(現実の場)に行くこと」です。読み方を「しさく」と「せさく」が一般に浸透し用いられるようになった読み方(慣用読み)で、「早急(さつきゅう/そうきゅう)」「重(じゅう)読み)。どちらの読み方であっても、施策は誤ることなく、しっかり進めていかなければなりませんね。

フレンテスタッフ
リレーコラム

最終回

4回シリーズ「ワタシと男女共同参画」

『男らしく、女らしく』から『自分らしく』へ

私が学生時代を過ごしたコミュニティや以前勤めていた職場は、いわゆる体育会系でした。全くお酒が飲めない体質の私が先輩からよく言われていた言葉は「男のくせに酒も飲めないのか!」。そうか、お酒が飲めない私は『男』ではないのか。そう思った私は『男』になるために無理やりお酒を飲んで気は失ったり、トイレで吐いたりしていました。一人自宅でイッキ飲みの練習をしていたこともあります。「男のくせに〇〇ができない」そんな言葉を投げかけられるたび、若き日の私は劣等感に苛まれていました。

そんな私もフレンテみえに来て、ジェンダーという言葉の意味を知り、「あの時に私を苦しめていたのはこれだったんだ」と気づきました。知らず知らずのうちに『男らしさ』の呪いにかかっていたんだなあ。お酒のことに関わらず、自分の進路選び、働き方…人生の様々なステージの中で『男らしさ』への囚われが自分の人生を歩むことを阻んでいたのだと改めて認識しました。「男のくせに〇〇ができない」と様々な場面で自己嫌悪に陥ることもあった私でし

たが、「男で〇〇でもいいじゃないか」そう考えることで、はじめて自分の人生を自分の足で歩んでいることを実感できるようになったと思います。

以前の私がそうだったように、男らしさ、女らしさのプレッシャーに押しつぶされそうになっている方、そこまでいかずとも日々モヤモヤ、イライラを感じている方はたくさんいらっしゃると思います。人々がそういった悩みから解放され、誰もが生きやすい社会になるために、男女共同参画が必要であると私は信じています。

「男らしく、女らしくより、自分らしく」

今年度の1年間、フレンテみえのエントランスに掲示されていた言葉です。

男らしさ、女らしさによって苦しんでいる方、日々モヤモヤしている方、ぜひ一度フレンテみえの講座に足をお運びください。きっと自分らしさを見つけるきっかけとなる発見があると思いますよ。私がそうだったように。

このコーナーでは、毎回フレンテみえの職員がそれぞれの仕事を通して感じる「男女共同参画」への想いや考えをリレーで綴ってまいりました。いかがでしたか？ 次回からの本欄もお楽しみに！



★「情報誌Frente vol.80」についてのご意見をお聞かせください！(Webでの回答は3/31まで)
回答はこちらから→ https://www.center-mie.or.jp/frente/information_magazine/enquete



フレンテみえって、なに？

三重県の男女共同参画社会を推進する拠点施設として津市の三重県総合文化センター内に平成6年オープン。情報発信・研修学習・相談・調査研究・参画交流という「5本の柱」で、様々な事業を展開しています。ぜひ皆さま、お気軽にお立ち寄りください！

～詳しい情報はホームページまで～

フレンテみえ



生き方・家族・人間関係・離婚・職場 などなど…
男女がともに自分らしく生きるために、様々な悩みの相談をお受けします

女性のための電話相談 秘密厳守・相談無料

フレンテみえ 専用ダイヤル 059-233-1133 相談室

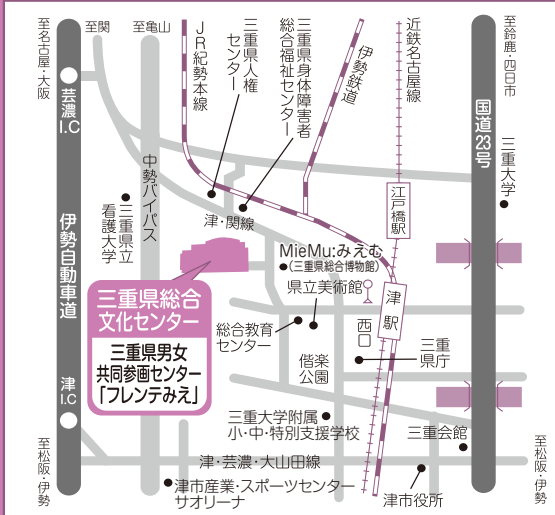
相談時間	曜日	月	火	水	木	金	土	日
朝 9:00～12:00		●	●	●	●	●	●	●
昼 13:00～15:30		●	—	—	●	●	●	●
夜 17:00～19:00	※	—	—	●	—	—	—	—

※祝日の場合「朝・昼」相談あり(翌平日が休館日)

※このほか女性のための面接相談、法律相談、男性のための電話相談、LGBT電話相談を実施しています。詳しくはお問合わせください。

フレンテみえ相談室のご案内 (切り取ってご利用ください)

三重県男女共同参画センターまでのご案内



- 休館日 毎週月曜日 年末年始(12月29日から1月3日)
- 交通 ■バス/津駅西口1番のりばから約5分 ■徒歩/津駅西口から約25分 ■自家用車/伊勢自動車道芸濃インターから約15分、津インターから約10分 ※駐車場は1,400台(無料)。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

(年4回発行/次回5月発行予定)

発行 MIE CENTER FOR THE ARTS 三重県総合文化センター
三重県男女共同参画センター フレンテみえ
〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234番地
TEL 059-233-1130 FAX 059-233-1135
URL <https://www.center-mie.or.jp/frente/>
E-mail: frente@center-mie.or.jp

再生紙を使用しています。